

本人確認書類について

(1) 来所による開示請求の場合

本人確認のため、住所・氏名が記載された書類を提示し、又は提出してください。

【本人確認書類の例】

- 運転免許証
- 健康保険の被保険者証
- 個人番号カード(マイナンバーカード) ※個人番号通知カードは不可
- 在留カード
- 特別永住者証明書
- 特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 等

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、本人確認のため、以下の書類の提出が必要となります。

- (1)の本人確認書類を複写機により複写したもの
- 住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。)
※住民票の写しは原本に限ります。住民票の写しを複写したものの提出は認められません。

※個人番号カード(マイナンバーカード)を複写機により複写したものを提出する場合は、表面(顔写真のある面)のみを複写してください。

※住民票の写しについては、個人番号(マイナンバー)の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りして提出してください。

※被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにして提出してください。